

下醍醐－西方中山丘陵の子院等

－市営醍醐東団地の調査から－

津々池 惣一

1. はじめに

京都市の市営醍醐東団地における調査については、以前発表した拙稿の追記として紹介してきたところである。⁽¹⁾そこで、今回は改めて調査成果を報告することとし、その上で、越智堂を含めた下醍醐西方丘陵に位置したであろう諸堂宇の再検討をしてみる。

2. 調査の概要

この調査は京都市市営醍醐東団地の立替に伴う発掘調査である。調査の主たる目的は、調査地付近にその存在が想定されている醍醐廃寺跡に関係する遺構の検出にあった。調査の結果、当該期の遺構は検出されなかったが、今回紹介する平安時代後期から鎌倉時代前期の地業や築地及び側溝などの検出をみた。

調査地は醍醐寺西端の総門より西へ約200m寄った地点にあたる。この地は大阪層群からなる醍醐中山丘陵南端部の稜線（尾根）にあたる部分で、醍醐寺方面と山科川及び小栗栖方面を結ぶ通路の峠状地形をなしている。醍醐寺から峠までの通路を地元では「小坂」と呼び、峠にはかつて「御旅所」があったとされている。⁽²⁾

調査地は、中山丘陵を昭和30年代の団地造成に伴って西への傾斜地を埋立て平坦面を形成しており、稜線付近は削平が激しく、谷部は埋土によって埋立られており削平は見られないが、遺構はほとんど見られない。したがって、遺構の存在が想定される稜線部分はその多くが削平されているという状態であった。以下に、検出した遺構の概略を述べる。⁽³⁾

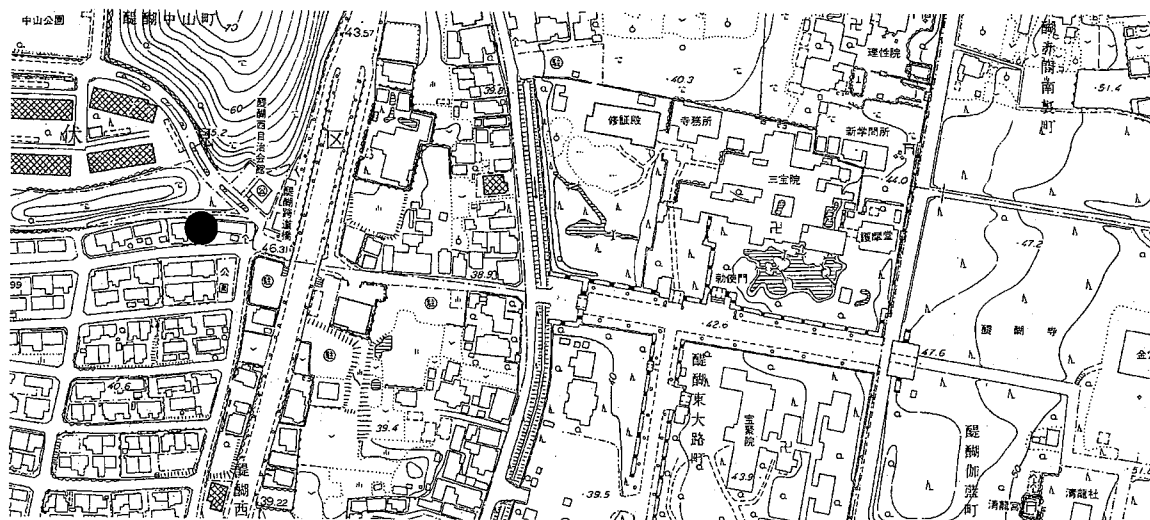


図1 調査位置図 (1:5,000)

3. 検出した遺構

団地造成期の埋土とその下の旧表土、近世包含層を除去したところ、拳大の礫を敷き詰めた地業とその西端に0.6m大の石を南北2列に配した築地跡基礎部分及びその西に平行する側溝を検出した。

また、調査地の東側で近世の路面によって隔てられた南北に、礫と粘質土を敷き詰めた地業をそれぞれ検出した。

調査地西側の地業は南北側溝の東端から東へ20mに及ぶ版築を施して平坦面を形成している。黄褐色の粘質土を褐色砂泥の間に2層又は1層挟み込んで、その上に拳大の礫を敷き詰めている。この礫敷面は多くの部分が削平されているが、築地跡の東側では幅3～5mで、東へ7m程広がっていた。それより東側の礫敷面は近世に削平されたと考えられる。この地業は南西方向に近世の洪水に伴うと思われる溝状の土壌を埋めて修復した痕跡があり、築地の東側に想定される寺域は近世にも機能していたと思われる。

地業の西を画する築地跡は東へ10度振っている。2列の石積基壇は幅1.4mで外に面を合わせている。東側のものは7列で3.0m、西側のものは2列で1.0mを検出した。大きな石積基壇は2段に小さいものは3段にして上面をあわせていたものと推定できる。石材はチャートである。基礎石を検出中に瓦片を数点検出しているので築地には瓦を葺いていた可能性もある。また、築地内側の側溝は近世、近代の削平などで消失した模様で検出されていない。

石積み基壇に平行する側溝までは亀腹状に粘質土で覆われ斜面を形成している。側溝は東西幅1.5mで南北6.0m以上ある。深さは最深部で0.3mであるが縁からはすり鉢状に深くなり、底部には拳大の礫を敷き詰めてある。石積基壇との方向はほぼ平行している。側溝より西は傾斜する自然地形を成している。

調査地東側で検出した地業は築地の内側に位置する寺域で建物跡の痕跡と考える。地業82と地業44、地業19がそれに該当すると思われる。

遺物は巴文軒丸瓦の他瓦片が十数点ある。土器では鎌倉時代前期に収まる土師器が地業19を穿

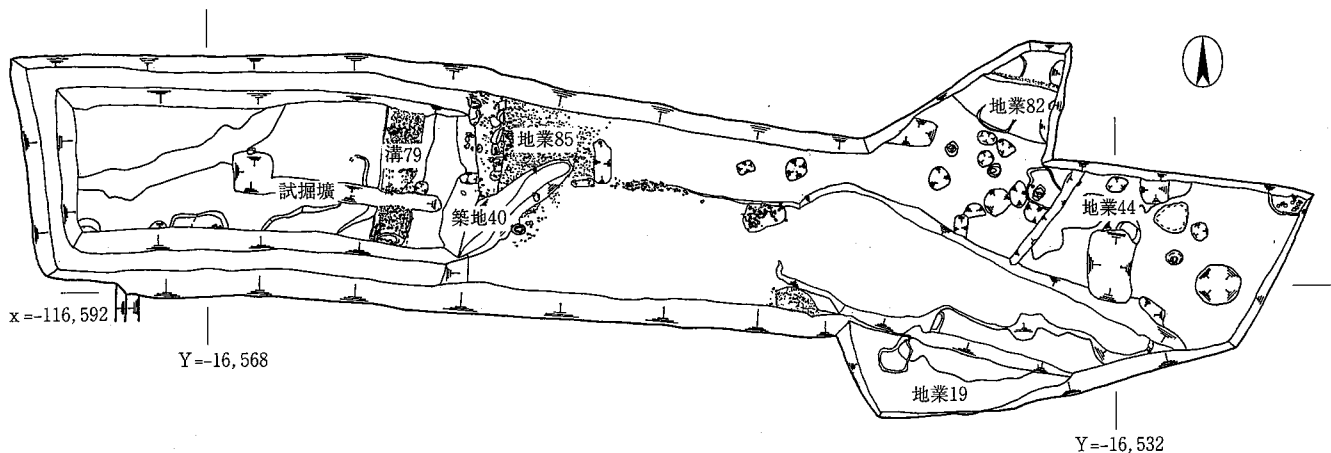


図2 遺構全体図 (1:200)

つ状態の土壌より検出されている。また、平安時代後期～鎌倉時代前期の瓦器や青白磁、白磁、焼締陶器などを小片であるが共伴している。

これらの遺構は北側の中山丘陵が南東に延びる稜線にあたり、自然地形が狭いところは礫を取り混ぜた地業を厚くして平坦面を形成（地業19）している。

4. 調査地周辺の子院等の再検討

今般紹介した調査地の遺構について、以前越智堂の一部の可能性を指摘した。しかし、その後の検討で越智堂よりも、より調査地に近い子院等が存在していたことが判明した。

そこで、越智堂を含め調査地に近接する子院等を再検討した内容を提示する。⁽⁴⁾

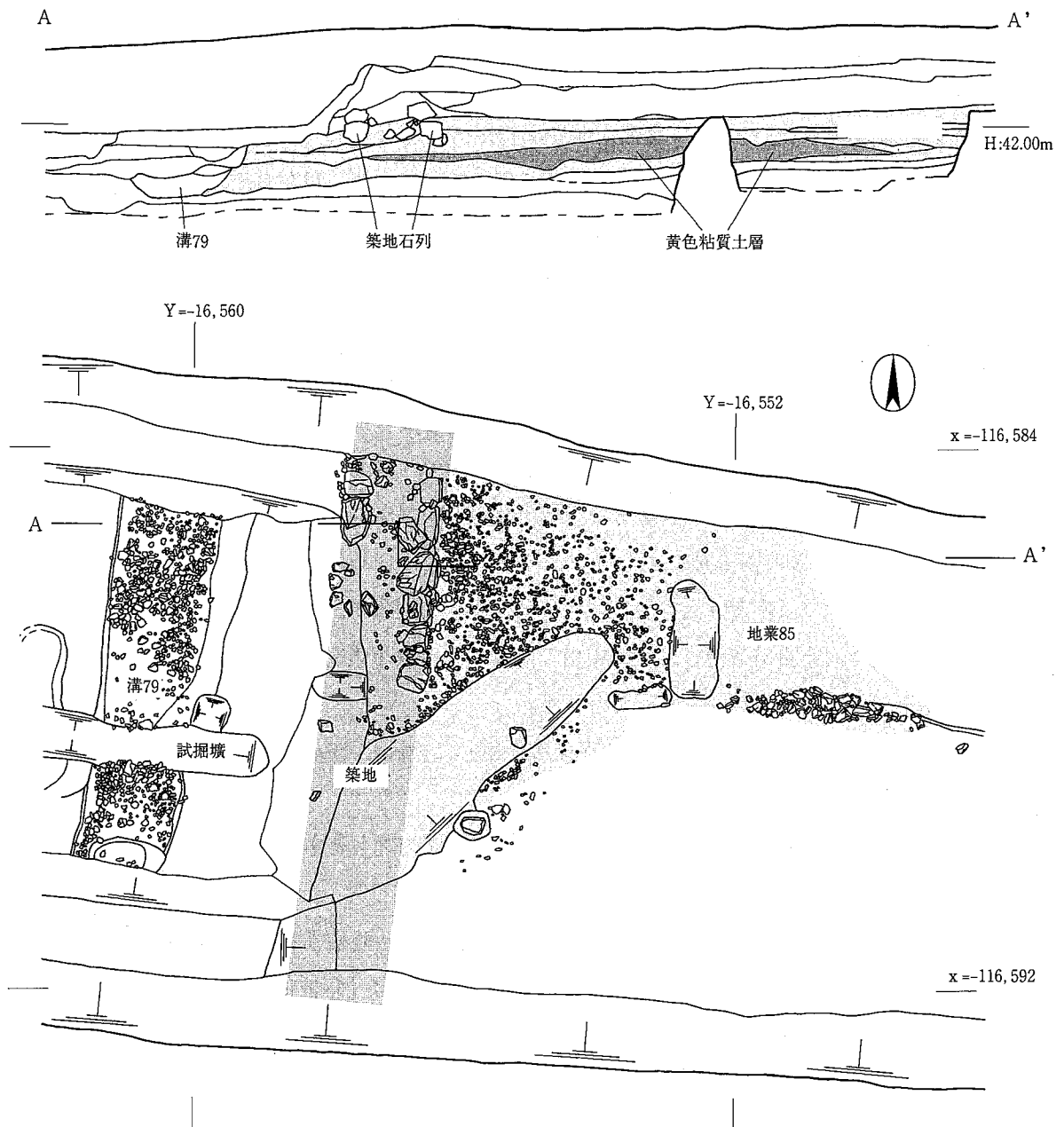


図3 築地及び側溝平面図・断面図 (1:100)

1 越智堂

『雑事記巻第五』「越智堂」⁽⁵⁾には位置を示す記述はないが、越智が地名を指していることは既に述べた。⁽⁶⁾

『山城名勝志巻第十七』「○越智堂 今一言寺北呼越智西所有地蔵堂是越智堂舊蹟也…」とあり、「越智西」という所に「地蔵堂」があり、越智堂の舊蹟としている。

越智堂について検討をしているうち、想定されている位置に「落西」、「落東」という旧地名があることに出くわした。地元ではこの地名をそれぞれオツニシ、オツヒガシと読んでいる。「越智」と「落」はオチと同じ読みができ、越智という字が落に替わり、読みもオチからオツに変化したものと思われる。また、地元の読書グループの方々の手による『ふるさと醍醐』所載の「越智堂」はオチドウとしている。また、醍醐和泉町の北端を東西に走る道路沿いの地域で、旧奈良街道との交差点付近を指す「醍醐辻」より西に向かう道路沿いを御霊山付近までを「落西」といい、醍醐辻より東を「落東」と呼んでいたという。

更に、『京都府宇治郡誌』には「落西南側民家の傍に古址を存す」⁽⁷⁾としている。既述した『山城名勝志 巻第十七』の「地蔵堂」のことと考えられる。しかし、現在の地蔵堂は保育園西に移されているという。⁽⁸⁾また、「落西」の西端の圓丘状の小山が「御霊山」であるとしているので、その東南に位置することになる。「御霊山」は地元ではゴリヤマと呼ばれていたが平安時代後半から室町時代とされる絵図にも記載されており、醍醐中山から南西方向に伸びる丘陵南端に位置する円球状の丘陵をさす。

以上からすると、越智堂は99年調査地の南方約300mにあたり、「御霊山」の東南にあり、「落西」と呼ばれている付近に散在していたことになる。多くの堂宇があった越智堂であるが、「落西」より北へ展開するとしても調査地まで寺域が及ぶのかどうかは断定しがたい。

ところで、「落西」より調査地により近いところに「大谷」という旧地名があることがわかった。⁽¹⁰⁾地元の方の話によると「大谷」という地名は現在の醍醐中山丘陵東側山腹の傾斜地、すなわち三宝院前から旧奈良街道沿いに主に中山丘陵東側傾斜地を現在の西方寺を含め、東を東陵高等学校、北を天田川で限る範囲であったという。⁽¹¹⁾

そこで、「大谷」と関連すると思われる子院等を中心に検討してみた。

2 持法院

『雑事記』⁽¹²⁾では「此堂本所者五条坊門京極柳殿也自其壞渡之」とあるが、醍醐寺での敷地に関する記載は今のところ知らない。

『続傳燈廣録巻第五』続真言宗全集第33巻に「城州大谷持法院僧都覺俊傳」の項に覺俊が「隱于大谷持法院。蓋斯寺者越中守平貞舒開基之」とある。覺俊は「時世稱言大谷僧都不言名」として大谷僧都と称していた。⁽¹³⁾

また、『山城名勝志巻第十七』に○持法院 密宗血脈抄云大谷持法院云云ともある。したがって持法院は大谷にあったと想定できる。

時期について。『雑事記巻第四』に「願主越中守平貞舒極樂房静忍之兄弟也。」とある。極樂房

といえは第二十四・二十六代座主遍智院僧正成賢（1162～1231年）が建保六年（1218）に建立したのがあるという。⁽¹⁴⁾一方、願主である越中守平貞舒なる人物は『尊卑分脈』によると鎮守府將軍平貞盛の孫に平貞叙がおり、舒と叙は同系の意味があり、肩書は同一の「越中守」としているから同一人物であろう。平貞盛は永祚元年（989）十月十五日卒したとある。⁽¹⁵⁾そうすると「極楽房」は成賢の建立の極楽房とは異なるようだ。したがって、平貞舒は10世紀の中頃から11世紀の前半代の人物となろう。

又の名を「大谷持法院僧都」と呼称されていた覺俊は、『続傳燈廣録卷第五』によると康平二年（1059）二月八日に花山天皇第三皇子の宮僧正である覺源より伝法灌頂を受けている。また、同じ『続傳燈廣録卷第五』で覺俊について「天性欽陰德遯隱于大谷持法院。」とあり覺俊が大谷持法院に居住していた僧侶で、少なくとも康平二年（1059）には持法院が存在していることを窺わせる。そして、『続傳燈廣録卷第七』では康和二年（1100）霜月二十八日に大谷阿闍梨澄成が58歳の時、持法院堂殿で法務勝覚から具支傳法を受けている。⁽¹⁶⁾

そうすると、持法院は平貞舒の時代の11世紀前後に創建されてから、11世紀中頃の覺俊の時代、そして12世紀前半の澄成の時代へと続いていることになる。また、『雑事記卷第四』には嘉承二年（1107）二月廿四日からは地蔵講が始まったとある。

3 大谷薬師堂

『雑事記第四卷』「本願主三昧僧行照也。（中略）其後澄成阿闍梨不改舊跡、造成檜皮葺一間四面堂。」⁽¹⁷⁾とあり、澄成が造成し直しているので大谷薬師堂に深く関わっている。

『雑事記卷第四』「無量光院供養」の項に僧侶の名と住んでいる場所を示していると思われる記述がある。そうであれば、そこに「澄成大法師々々大谷」とあり、大谷に住んでいたことになる。『平安京時代史事典』「澄成」では「東山区」の大谷としているが、旧地名で中山丘陵東側を「大谷」と呼んでいたし、「大谷辻」などの地名もある。⁽¹⁹⁾したがって、大谷薬師堂は文字通り旧地名の大谷にあったことになる。

時代について。願主行照による創建の時期はわからない。しかし、後に一間四面堂を築造したのは大谷阿闍梨澄成である。既述したように澄成は康和二年（1100）に58歳で具支傳法を受けているから、11世紀後半から12世紀前半には確実に存在していることになる。

4 蓮藏院

『雑事記卷第四』「蓮藏院」に「大谷山併稍蓮藏院」などの記載があり、関連が窺えたので取り上げてみた。『雑事記卷第八』「大尊勝法事」に「久安七年（1151）辛未三月九日 庚辰 故賢圓二月頭勤仕之年、自長尾宮、北山路北、蓮藏院南岸、有松之倒、爲薪、遣下人、欲令伐取之。于時、故澄成阿闍梨加制、賢圓大怒、（下略）」とある。したがって、蓮藏院の位置は長尾宮より、北山路を北に寄ったところが蓮藏院の南岸ということになる。また、『新要録卷第十一』「蓮藏院」の「延年之事」⁽²⁰⁾にも蓮藏院への道順が記されている。これによると、「蓮藏院之垂髮并被還」が院家に向かう経路を「出八足、向北、自大谷辻、向東」とし、「大衆」が同じく彼の院に向かう経路を「出北門、自長尾山路、向北」に採ると「両方之衆」が蓮藏院西門前之間に行向かう云々

という記述がある。

また、『山城名勝志卷第十七』○地藏院 舊跡在理性院東蓮藏院西とあるから、近世にも大谷にはなかったことになる。

時期は、覺源である宮阿闍梨は長保二年（1000）から治暦元年（1065）の人物である⁽²¹⁾。その頃の一定期間に宮阿闍梨が住房としていた。その後は澄成阿闍梨が勸修寺嚴覺僧都から譲り得て一定の期間使用していたことが記されている⁽²²⁾。澄成は既述したように『雑事記卷第四』「無量光院供養」で承德元年（1097）に際して「大法師々々大谷」として登場している。また、既述した『続傳燈廣録卷第七』によると、康和二年（1100）すなわち澄成五十八才の時に勝覚より「具支傳法」を受けている。一方、嚴覺は『密教大辞典』法蔵館刊によると保安二年（1121）で没している。『雑事記卷第四』には、「額字者法性寺大殿下、関白内大臣時之御手書也、」とあり、法性寺大殿下である藤原忠通が関白内大臣の期間の永久三年（1115）から保安三年（1122）までの「御手書」であり、この時期にも蓮藏院は機能していることになる。

5 大谷塔

敷地については『山城名勝志卷第十七』に「○大谷塔」に「今三寶院西有呼大谷所塔亡⁽²³⁾」としている。また、「大谷町は三法院より北、同和園の南まで、奈良街道に面した家並をいい現在の町名に改称される以前に呼ばれていた町名⁽²⁴⁾」とされているので旧大谷町のある場所に存在していたと想定される。

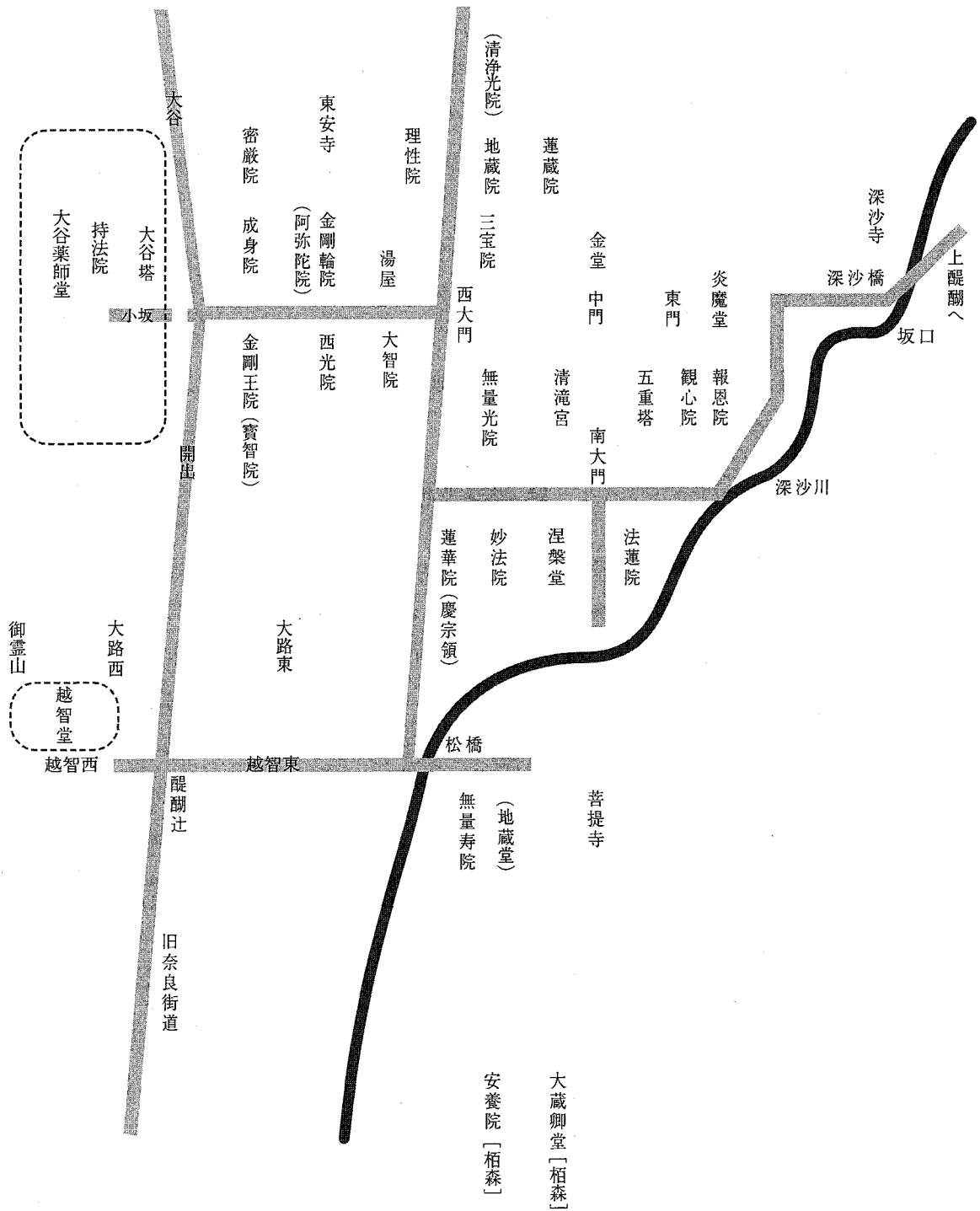
『雑事記第四卷』には塔は「多寶 檜皮葺」とある。また、願主は筑後守藤原國兼で供養導師は三寶院權僧正御房としている⁽²⁵⁾。藤原國兼は『尊卑分脈』によると歌人である藤原有定を父に持つ。有定は長久四年（1043）から嘉保元年（1094）の人物である。したがって、國兼は11世紀後半から12世紀前半代の人物になろう。供養導師である勝覚の活躍した時代と合う。その勝覚は大治二年（1127）に權僧正となり、大治四年（1129）四月一日に73才で卒しているから時期は限定されよう。

5. まとめにかえて

1 調査地に対応する堂宇の候補

既述したように調査地と関連がありそうな宇宇を挙げてきたが、ここで若干まとめてみると現段階では以下のような想定ができる。

- ・蓮藏院は「大谷山併稱蓮藏院」などとする記述があるものの、既述したように堂宇そのものは大谷付近にはない。現理性院の東方、長尾宮の北方である。
- ・越智堂は調査地より南方の旧「落西」地域に展開すると想定される。
- ・持法院 三間四面の板葺の堂宇である。平貞舒の時代すなわち10世紀後半代から12世紀代にかけて続く子院であるが、調査地では10世紀代の遺物を検出していない。
- ・大谷塔 多寶塔で檜皮葺であるとしている。単独の塔であるので築地塀などを構えるには想定しにくい。「山城名勝志」に依拠すれば現三寶院の西の「大谷」にあたる。



※ () 内の子院は、位置関係は正しいものの、記載している所在が確認できないもの。

※ [] 内の堂宇は、所在の範囲の概略であり、位置関係を明記しているものではない。

図4 下醍醐寺子院等配置概略図

・大谷薬師堂 本願は醍醐三昧僧行照によるもので、三間四面堂で板葺であるとしている。

それを、澄成阿闍梨が奮跡に改めずに造成し直したものである。檜皮葺で東西の又庇のある一間四面堂としている。澄成の時代には持法院より規模が小さくなっている。

以上から、調査地の狭い立地からすると、大谷薬師堂が近接している可能性がより高いと言える。ただし、現段階では蓮蔵院、越智堂を除いてこれら諸堂宇が大谷の何処に位置するのか各々を設定することはできなかった。

2 調査地付近の当該期の風景

以上から、調査地は付近の堂宇や路などがおぼろげながら見えてきた。すなわち、醍醐寺の絵門の西に展開する中山丘陵にそって既述した大谷と名のつく子院や塔が並んでいた。「大谷」の南には旧奈良街道沿いに「開出⁽²⁷⁾」という地名があり、その南限に沿って東西の通、「筆カ河通り⁽²⁸⁾」が走っている。その北側の中山丘陵の西南部には「御霊山」があり、そこから南の「越智西」地域に越智堂の諸堂宇が展開していたことになる。

註・参考文献

- (1) 津々池惣一「下醍醐一子院の敷地検討」『研究紀要第6号』（財）京都市埋蔵文化財研究所 2000年
- (2) 醍醐小学校育友会 視聴覚委員会編『ふるさと醍醐』京都醍醐ライオンズクラブ 1997年
- (3) 『平成11年度 京都市埋蔵文化財調査概要』（2000年度刊行予定）を参照にされたい。
- (4) 文献について、『醍醐雑事記』（中島俊司校訂 醍醐寺 1931年7月刊本）は『雑事記』とする。
また、『醍醐寺新要録』（法蔵館 1991年10月刊本）は『新要録』とする。
- (5) 『雑事記巻第五』「越智堂」
一 越智堂九間四面・地藏堂一字・釈迦堂一字・塔一基三重・經藏一字・鐘楼一字・廊一字已上檜皮葺奉安置阿弥陀九軀丈六像、供養導師第僧正定一。本願從三位藤原朝臣基隆又公伊法印地藏堂・釈迦堂。
- (6) 註1に同じ
- (7) 『京都府宇治郡誌』越智堂舊址
小字落西南側民家の傍に古址を存す
- (8) 註2に同じ
- (9) 山城國山科郷古図
- (10) 『山科の民俗』1999年 京都橘女子大学 山科民俗調査会
この中で「大谷」の地名がたびたび出てくる。
- (11) 山科区柳辻の山本正明氏のご紹介により、以下のご兩人から教示していただいた。山本氏と共に記して感謝いたします。室治子氏。内海和子氏。
- (12) 『雑事記巻第四』「持法院」
一 持法院 三面四面 板葺
本佛尺迦阿弥陀各三尺 繪像地藏曼荼羅者地藏講本佛也
願主越中守平貞舒極樂房靜忍之兄弟也此堂本所者五条坊門京極柳殿也自其壞渡之件地藏講者自嘉

承二年二月廿四日始之未絶也

- (13) 『統傳燈廣録卷第五』「城州大谷持法院僧都覺俊傳」統真言宗全集第33卷 統真言宗全集刊行会 1984年
 僧都名覺俊。京兆人。彈正親王清仁之子。即華山帝之孫也。天性欽陰德遯隱宇大谷持法院。蓋斯寺者越中守平貞舒開基之○而大殿安釈迦彌陀大像。時世稱言大谷僧都不言名。粹宇密乘末學賞其傳之者多矣。康平二年二月八日於醍醐山新御堂禮座主覺源僧正。受傳法灌頂阿闍梨耶眞印。依金後胎之式。成尊菽圓高德勤教授矣。
- (14) 佐和隆研『醍醐寺』東洋文化社 1976年
- (15) 『平安京時代史事典』「平貞盛」角川書店
- (16) 『統傳燈廣録卷第七』「醍醐大谷持寶院澄成傳」統真言宗全集第33卷 統真言宗全集刊行会 1984年
 闍梨名澄成。號大谷阿闍梨。康和二年霜月二十八日。請法務勝覺而持寶院堂殿受具支傳法。勝實嘆德。仁寛唱導。證明職衆八人。時師四十四。澄五十八。
- (17) 『雜事記卷第四』「大谷薬師堂」
 一 大谷薬師堂一間四面 東西有叉庇 檜皮葺
 本佛七八寸許像云々
 本願主醍醐三昧僧行照也件佛者左京之樵於山自然奉求之於小屋竈邊之垣安置之食物之上分奉之送日之間佛夢示云我者宇禮志計度牟鼻聞香難堪送浄處云々行照與樵客爲壇越之間語此旨於行照々致信仰奉迎之建立三間四面一堂板葺同寸法佛像六躰造加而七躰安置之本佛爲不知人也其後澄成阿闍梨不改奮跡造成檜皮葺一間四面堂又等身薬師像一躰新造奉居之云々薬師講者嘉承二年始之于今不絶矣
- (18) 『雜事記卷第四』「無量光院供養」
 一 無量光院供養 大阿闍梨法務定賢
 仁寛大法師 定海々々々 澄慶々々々新房 懷深々々々峯 頼照々々々理趣房 頼慶々々々陸奥得業 定尊々々々妙法房 澄成々々々大谷 (以下略)
- (19) 『新要録第卷十一』「蓮藏院」
 一 延年之事
 建長五年三月廿五日被行清龍宮御神樂記云、丙半刻舞樂終之時、所加伶人之蓮藏院之垂髮并被還向院家出八足、向北、自大谷辻、向東之間、大衆同向彼院出北門、自長尾山路、向北兩方之衆行向蓮藏院西門前之間、大衆暫立止、蓮藏院之衆入門後、大衆群入南庭誦物。于時院家垂髮・僧都等、同並居南庭、兩方會合、頗及延年之儀、(以下略)
- (20) 大谷薬師堂 註3に同じ
- (21) 密教大辞典 法藏館
- (22) 『雜事記卷第四』「蓮藏院」
 一 蓮藏院五間四面 南廊一字北廊一字各三間 檜皮葺 額字者法性寺大殿下閣白内大臣之御手書也日記在裏
 本佛愛染王像半丈六
 傳云此院者本是宮阿闍梨覺俊(源々)花山院御子之住房也澄成阿闍梨自勸修寺嚴覺僧都之手讓得之造

成堂舎申寄富家入道殿御祈願所彼殿御夢高陽院池水上坐花坐上半丈六愛染王像令現矣夢覺後所御覽之形像令造之安置之又法性寺大殿造御等身愛染王像同以安置抑大谷山併稍蓮藏院領者僻事也不限院領之四至只以蓮藏院可為御祈願所之由所被成政所下文也

(23) 『山域名勝志卷第十七』「大谷塔」

○大谷塔 舊記云多寶筑前守藤原國兼建立 今三寶院西有呼大谷所塔亡

(24) 註2に同じ

(25) 『雜事記卷第四』「大谷塔」

一 大谷塔多寶 檜皮葺

本佛願主筑後守藤原國兼建立也 供養導師三寶院權僧正御房

(26) 『平安京時代史事典』「藤原有定」(財)古代学協会・古代学研究所編 角川書店 1994年

(27) 註2に同じ

(28) 註8に同じ